

# 阿智村立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月  
阿智村教育委員会

# 目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・ 3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・ 5

# 1 計画の趣旨・現状

## (1) 計画の趣旨

本村では、教職員が心身ともに健康で意欲をもって教育活動に専念できる環境を整備することが、児童生徒の健やかな成長と学力向上につながる重要な基盤であると考えている。

近年、学校を取り巻く環境は大きく変化しており、教職員が担う業務は多様化・複雑化している。こうした状況の中、国においては、文部科学省が勤務時間の上限に関する指針を示すなど、教職員の働き方改革を推進しており、適切な業務管理と健康確保が求められている。

本計画は、教職員の時間外在校等時間の縮減を図るとともに、心身の健康の保持増進を図るため、業務の見直しや勤務環境の改善を計画的に進めることを目的として策定するものである。教育委員会と学校が相互に連携し、実効性のある取組を継続的に推進することにより、教育の質の向上と持続可能な学校運営の実現を目指す。

## (2) 本村の現状

本村では、令和6年1月に、所管する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「阿智村教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の把握及び時間外在校等時間の縮減に取り組んできた。

本村における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりである。

### 【令和6年度における時間外在校等時間の状況】

学校名	年平均	月平均45時間を上回った割合
阿智村立阿智第一小学校	月44時間27分	50%
阿智村立阿智第二小学校	月47時間5分	66%
阿智村立阿智第三小学校	月40時間3分	25%
阿智村立浪合小学校	月42時間22分	42%
阿智村立清内路小学校	月29時間40分	0%
阿智村立阿智中学校	月36時間10分	17%

本村では、年平均で時間外在校等時間が 45 時間を超えた学校は 6 校中 1 校だけであったが、月ごとに見ると平均 45 時間を超える割合が高い学校が数校あることがわかった。今後は、業務の精選や日課の見直し、地域や教育委員会との連携、協力を進めることにより、教育活動の質の向上に資する時間を確保する必要がある。以上を踏まえ、公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき本計画を策定するものである。

#### 【公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法より抜粋】

(教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等)

第八条 教育委員会は、指針に即して、当該教育委員会がサービスを監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画（以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。）を定めるものとする。

2 業務量管理・健康確保措置実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標
- 二 業務量管理・健康確保措置の内容
- 三 その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項

## 2 目標

本計画において達成を目指す主な目標は、次のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 か月あたりの時間外在校等時間が 45 時間以下となる割合を 100%にする。
- ・ 1 年間における 1 か月あたりの時間外勤務時間の平均を 30 時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 20 日とする。

【令和 6 年度：約 14 日取得】

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 5%以下とする。

【令和 5 年度：7.8%、令和 6 年度：2.4%、令和 7 年度：6.3%】

## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ①学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
  - ・保護者、地域住民、コミュニティスクール等との連携を図り、地域ぐるみで子どもたちを見守る体制を推進する。
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
  - ・放課後から夜間における子どもの動向については保護者が責任を持ち、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を担うことを基本とする。

#### ②教師以外が積極的に参画すべき業務

- 部活動（「3分類」⑬関係）
  - ・休日についての部活動は地域展開を継続していくとともに、平日については令和13年を目途に段階的に地域展開を目指す。
- 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）
  - ・ICT専門主事と連携、協力し、適時性を担保しながらホームページ等を更新していく。また、AIの活用も検討する。
- ICT機器、ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）
  - ・ICT専門主事と連携を図りながら、教育委員会、学校とで機器の管理等を行う。
- 校内清掃（「3分類」⑫関係）
  - ・学校の日課に応じて、回数や範囲の見直しを行うなど、合理化を進める。また、有償ボランティアや外部業者へ委託することを検討する。

#### ③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
  - ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を配置する。
  - ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
  - ・授業や授業準備を効率的に行うことができるように、大型提示装置やデジタル教科書を継続的に配備する。

- ・算数数学や英語、理科、音楽等の専科指導教員を各校へ配置し、専門的な知識を有する教員が授業を担当することで、子どもたちの学力向上を図るとともに、学級担任の業務負担を軽減させる。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑩関係）

- ・特別支援教育支援員を全校に配置し、学級担任と連携して適切な支援を行う。
- ・各校で行う支援会議等に教育委員会こども家庭センター職員が同席することで、情報共有を図り、適切な対応ができるよう連携、協力を進め、学校だけに負担が集中しない支援体制を構築する。
- ・教育委員会こども家庭センターにおいて、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する会議等を開催することにより、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- 日課や行事活動等の見直しを推進することで余白を確保し、清掃時間や頻度の見直し、放課後の会議を勤務時間に設定するなど効率的な学校運営や校務の分散化効率化を図る。
- デジタル技術を活用した校務の効率化を進め、校務D Xの推進により教育職員の負担軽減を図る。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 時間外在校等時間が月 80 時間を超えた教育職員に対し、医師による面接指導を勧奨する。
- ストレスチェックの実施率 100%を目指し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 学校における定時退校日を月 1 回以上設定するとともに、長期休業等の期間中に 7 日間の学校閉庁日を設ける。
- 「阿智村立小・中学校における教職員のフレックスタイム制実施要領」

により、自身のワーク・ライフ・バランスを維持することを目的に、令和8年度より継続して実施する。

○年次有給休暇の取得について、各学校に取得を促す。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、村のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局、関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、村で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、村で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りや指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援、指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。